

◎新潟県告示第1094号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和6年10月4日

新潟県知事 花 角 英 世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
児童発達支援	コペルプラス 長岡教室	長岡市関東町5-5長岡ファーストビル201号室	株式会社コペル	令和6年8月31日
放課後等デイサービス				
保育所等訪問支援				
児童発達支援	コペルプラス 新発田教室	新発田市中央町2-4-18 M&Hビル1階	株式会社コペル	令和6年8月31日